

事 務 連 絡
令和２年４月13日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者７割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

令和２年４月７日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第１項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業が在宅勤務などを実施していただいております。

しかし、この緊急事態を１ヶ月で終えるためには、最低７割、極力８割の、人と人との接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠です。

貴団体におかれましては、「事業の継続が求められる事業者」であります
が、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低７割は減らすこと、③やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとるなど、最大限のご協力を改めてお願いします。

また、取引先などの関係者に対しても、必要に応じて、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求めつつ、また、取引先などに出勤や対面での打ち合わせを求めないよう、お願いします。

貴団体におかれましては、上記内容を貴下団体会員等に周知いただくようお願いいたします。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html